

平成22年5月31日

都市計画局

担当 建築指導部建築指導課
電話 222-3620

京都市狭あい道路整備事業の市内全域への拡大実施について

安心で安全なまちづくりを進めるため、平成19年度から3箇年にわたり、東山区をモデル地区として実施した京都市狭あい道路整備事業について、この度、事業内容を充実させたうえで、対象区域を市内全域に拡大し、下記のとおり実施致しますのでお知らせします。

記

1 対象となる狭あい道路とは

幅員4メートル未満の道のうち、建築基準法第42条第2項に規定する道路(※)を対象とします。同法の規定により、当該道路に接した敷地において建築を行う場合、道路の中心線から2メートル敷地を後退しなければなりません。

(※) 建築基準法施行時(昭和25年11月23日。ただし、旧大枝村の区域は昭和25年12月1日、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域は昭和32年5月7日)に建築物が立ち並んでいる幅員
1. 8メートル以上4メートル未満の通り抜けている道路

2 事業の趣旨

道路は、日常の通行や日照・通風・採光を確保するための空間にとどまらず、火災や地震などの緊急時及び災害時の避難や救助活動において非常に重要な役割を担っていますが、歴史都市京都は、戦災による被害も少なかったため、狭あい道路が数多く存在し、都市防災上の大きな課題となっています。

そこで、狭あい道路の拡幅・整備を促進し、安心で安全なまちづくりを進めるため、市内全域において、狭あい道路に接した敷地での建築に際し、以下の事業を行います。

- ① 後退線を明示する後退杭の支給
- ② 道路の中心線を明示する中心紙の支給
- ③ 後退部分の舗装整備費用等の一部の補助

3 事業の概要

(1) 後退線を明示する後退杭の支給【新規制度】

狭あい道路に接する敷地で建て替え等を行う際、建築確認申請を行う前に、建築主から本市に申し出ただくことにより、後退線を明示する後退杭を支給します。

(2) 道路の中心線を明示する中心鈺の支給【現行制度】

本市と狭あい道路の中心線の位置について協議が整った場合、上記(1)の後退杭に加え、中心線の位置を明示する中心鈺を支給します。

(3) 後退部分の舗装整備費用の一部の補助【現行制度】

後退部分について、樹木、擁壁等の撤去や舗装整備等を行う場合、費用の一部を補助します。

なお、補助対象となる工事は次のとおりです。

ア 個々の敷地単位において後退を行う場合（個別型）

後退用地の舗装、樹木の撤去・移設、生垣の撤去・移設、擁壁の撤去・新設

※ 補助金額の例：舗装整備費 5,100 円/m²（実費相当額の2分の1を単価設定）

イ 交差点から交差点までの道路の片側又は両側について後退整備を行う場合（路線型）

上記個別型に加えて、側溝等の排水施設の撤去・新設、見切りブロックの設置、塀の撤去・新設

※ 補助金額の例：舗装整備費 6,900 円/m²（実費相当額の3分の2を単価設定）

(4) 事業の実施時期

平成22年9月1日から確認申請に連動した本格的な運用を開始します。ただし、後退杭・中心鈺の支給、整備費用の一部補助については、同年6月1日以降申出のあったものから対象とします。

4 問い合わせ先

都市計画局 建築指導部 建築指導課

電話 075-222-3620

FAX 075-212-3657

(事業のイメージ)

